

「熊本県少年保護育成条例」に基づく立入調査要領

平成27年3月17日

1 目的

この要領は、熊本県少年保護育成条例（昭和46年6月8日熊本県条例第30号。以下「条例」という。）第19条の規定及び同条例施行規則（昭和46年6月30日熊本県規則第34号。以下「施行規則」という。）第8条の規定により知事が指定する職員（以下「立入調査員」という。）の円滑かつ適正な立入調査活動を図るために定めるものである。

2 条例の目的

この条例は、少年の健全な育成を図るため、これを阻害するおそれのある行為を防止し、もって少年を保護することを目的とする。（条例第1条）

※ この条例で「少年」とは、小学校就学の始期から18歳に達するまでの者（婚姻した女性を除く。）をいう。

ただし、第18条の2（少年のインターネット利用環境の整備）及び第18条の3（携帯電話端末等による有害情報閲覧の防止）においては、18歳に満たない者をいう。（条例第4条第1号）

※ この条例の罰則は、「少年」に対しては適用しない。（条例第23条）

3 立入調査とは

（1）立入調査の根拠

知事の指定する職員又は警察官は、この条例を実施するため必要があると認めるときは、営業時間内に興行場その他の営業所内に立入調査を行い、又は関係者に質問し、若しくは資料の提出を求めることができる。（条例第19条）

（2）立入調査員の指定

ア 立入調査員は、「知事の指定する職員又は警察官」であり、職員の指定については、次に掲げる者のうちから行うものとする。（施行規則第8条）

（ア）環境生活部の少年育成事務を担当する職員

（イ）広域本部地域振興局の少年育成事務を担当する職員

（ウ）上記に掲げる者以外で知事が特に必要と認めるもの

イ 任期は、任命時の所属に従事している期間で、かつ最長4年間で更新している。

（3）立入調査実施時の留意事項

立入調査員は、立入調査を行う場合、条例等の規定を遵守するほか、次の事項に留意しなければならない。

ア 立入調査に当たっては、立入調査員証を提示し、調査の趣旨等を説明して、関係者の十分な協力が得られるよう努めること。

イ 立入調査は、主として条例の各規定の遵守状況等を調査するために行う行政上の事務調査であって、条例違反の犯罪捜査のためのものではないことを認識したうえで行うこと。また、営業者に犯罪捜査のために行っていると誤解を受けることのないように注意すること。

ウ 立入調査に際しては、服装、言語、態度等に十分注意し、相手に不信、不快の念を抱かせないようにすること。

- エ 営業者に対して、条例に違反しているという先入観を持たせないこと。
- オ 営業所内における立入調査は、営業時間内に行い、原則として複数で行うこと。
- カ 立入調査に当たっては、いたずらに長時間にわたり営業所内に留まることのないようにするとともに、営業妨害等の印象を与えないように注意すること。特に、娯楽ないし鑑賞等と誤解されることのないように注意すること。
- キ 営業者等から質問され、その場で説明することが困難な場合は、曖昧な返答をせず、調査確認の上、回答するなど適切に対応すること。
- ク 退店時には、立入調査への協力に対する謝意を伝えること。

4 立入調査の実務

(1) 立入調査における包括的着眼点

年齢確認の方法 ～ 少年であることをどのように確認しているか。

(2) 立入調査対象毎の具体的着眼点

ア 図書類の販売等を行う店舗（書店、コンビニ店、ビデオ店、古書店等）

(ア) 少年に対する有害図書等の販売、貸付け等の禁止が確実に行われているか。

（条例第9条第4項）

(イ) 少年に対する有害図書等が他の図書等と区分され、屋内の容易に監視できる場所に置かれ、かつ、容易に少年の目に触れないような措置が講じられているか。

また、少年の購入及び借受けを禁ずる旨を有害図書等を陳列する場所に掲示しているか。

（条例第9条の2第1項）

(ウ) 古書店においては、少年から買い受け等を行う場合、保護者の同意等についてはどの様に確認しているか。

（条例第16条第2項）

（有害図書等の販売等の禁止）

第9条

4 図書等の販売等を業とする者は、少年に、第2項の規定による公示に係る図書等及び前項に規定する図書等（以下これらを「有害図書等」という。）の販売等をしてはならない。

※「有害図書等」とは ～ 条例第9条第1項・第3項、施行規則第4条

(1) 個別指定（第9条第1項）

知事が、図書等の内容の全部又は一部が下記のいずれかに該当すると認め、少年に有害なものとして指定したもの。

- ① 著しく性的感情を刺激し、又は性的被害を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- ② 著しく粗暴性又は残虐性を助長し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- ③ 人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は少年の犯罪を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(2) 包括指定（第9条第3項）

知事が個別指定しなくても、次のようなものは、包括的に有害図書等となる。

- ① 書類、雑誌、シー・ディー・ロム等

卑わいな姿態等を撮影し、若しくは描写した写真若しくは図画で規則で定めるものを掲載する紙面が「20紙面以上」若しくは総紙面の「10分の1以上」を占めるもの又は卑わい

な姿態等を描写した場面で規則で定めるものが「20場面以上」若しくは総場面の「10分の1以上」を占めるもの。

② ビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロム等

卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの時間が「合わせて3分」を超えるもの又はビデオテープ、ビデオディスク、若しくはシー・ディー・ロム等の製作若しくは販売を行う者で構成する団体が知事が指定するものが審査し、少年の視聴を不相当としたもの。

③ 図書等

表紙又は包装箱その他包装の用に供された物に卑わいな姿態等を撮影し、又は描写した写真又は図画で規則で定めるものを掲載しているもの。

※ 「卑わいな姿態等」とは、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態若しくは性交若しくはこれに類する行為をいう。

※ 「規則で定めるもの」とは、下記のいずれかに該当するものを撮影し、又は描写した写真、図画又は場面をいう。(施行規則第4条)

① 全裸又は半裸での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの

- ア 陰部又は女性のでん部若しくは乳房を露出した姿態
- イ 自慰の姿態
- ウ 陰部、でん部又は乳房への愛ぶの姿態
- エ 排せつの姿態
- オ 緊縛の姿態

② 性交

③ 性交に類する行為で次のいずれかに該当するもの

- ア 性交を連想させる行為
- イ 強かん行為
- ウ 変態性欲に基づく性的な行為

(有害図書等の陳列方法等)

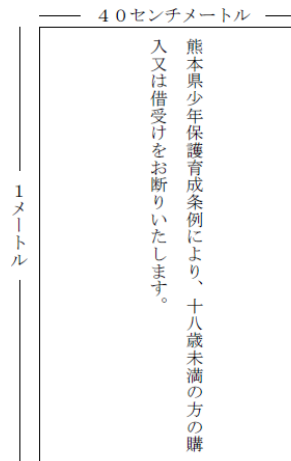
第9条の2 図書等の販売等を業とする者は、有害図書等を陳列するときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 成人向けコーナーを設けるなどにより、有害図書等を他の図書等と区分して店内の容易に監視できる場所に置き、かつ、有害図書等を少年の目に触れさせない措置
- (2) 少年の購入及び借受けを禁ずる旨を有害図書等を陳列する場所に掲示する措置

※「有害図書等を少年の目に触れさせない措置」とは ～ 施行規則第4条の3第1項各号

- (1) 条例第9条の2第1項第1号の場所を、壁、カーテンその他少年を当該場所に自由に入出りできなくするための物で仕切ること。
- (2) 有害図書等を、1冊ごとにビニールにより包装して陳列すること。
- (3) 有害図書等を、概ね150センチメートル以上の高さに陳列すること。
- (4) 有害図書等を、背表紙のみが客に見えるように陳列すること。
- (5) 前各号に掲げる措置以外の措置で有害図書等を、少年の目に触れさせないもの。

※「少年の購入及び借受けを禁ずる旨を有害図書等を陳列する場所に掲示する措置」とは 施行規則第4条の3第2項（別記第2号様式の2）



(質受け、買受け等及び金銭貸付けの制限)

第16条

2 古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商は、同条第1項に規定する古物を少年から買い受け、若しくは委託を受けて販売し、又は少年と交換してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 保護者の同意を得、又は委託を受けた場合
- (2) 少年が業として物品を売却する場合
- (3) その他正当な理由があると認められる場合

※「同条第1項に規定する古物」とは ～ 古物営業法第2条第1項

一度使用された物品（鑑賞的美術品及び商品券、乗車券、郵便切手その他政令で定めるこれらに類する証票その他の物を含み、大型機械類（船舶、航空機、工作機械その他これらに類する物をいう。）で政令で定めるものを除く。以下同じ。）若しくは使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをしたものをいう。

イ 興行場等

(ア) 有害興行を行う興行場（映画館等）

- ① 少年の入場を禁止する旨の掲示は適切に行われているか。
(条例第7条第3項)
- ② 少年が観覧していないか。少年に対する料金の掲示をしていないか。
(条例第7条第4項)

(有害興行の観覧の禁止)

第7条 知事は、興行の内容の全部又は一部が第6条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を少年に有害なものとして指定することができる。

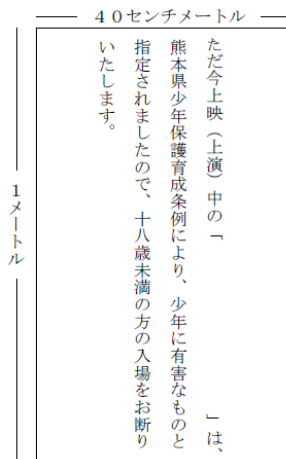
- 2 知事は、前項の指定をしたときは、その旨を公示するとともに、すみやかに、当該興行者に通知しなければならない。
- 3 前項の通知を受けた興行者は、入場しようとする者の見やすい箇所に指定のあった旨を、規則の定めるところにより、当該興行を行う期間掲示しなければならない。
- 4 第2項の通知を受けた興行者は、第1項の指定のあった興行の内容を少年に閲覧させてはならない。

※「第6条1項各号」とは ～ 条例第6条第1項各号

- (1) 著しく性的感情を刺激し、又は性的被害を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (2) 著しく粗暴性又は残虐性を助長し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの。
- (3) 人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は少年の犯罪を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの。

※「規則の定めるところ」とは

施行規則第3条第1項（別記第1号様式）



(イ) 深夜に営業している店舗（カラオケボックス、ゲームセンター、スポーツ施設、インターネットカフェ等（インターネットカフェ、漫画喫茶又はこれらとの複合カフェ）

① 少年の深夜における入場を禁止する旨の掲示は適切に行われているか。

（条例第8条第2項）

② 少年が深夜に入場していないか。少年に対する深夜料金の掲示をしていないか。

（条例第8条第1項）

③ インターネットカフェ等において、フィルタリングサービスの利用などにより、少年が有害情報を閲覧等することがないように努めているか。

（条例第18条の2第3項）

（深夜興行等への立入禁止等）

第8条 次に掲げる者（以下「興行者等」という。）は、午後11時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜」という。）において、興行又は営業の場所に少年を立ち入らせてはならない。

(1) 興行者

(2) 設備を設けて客に遊技又はスポーツを行わせる営業で規則で定めるものを営む者

(3) 個室又は他から容易に見通すことのできない区画において、客に図書等の閲覧若しくは視聴をさせ、又はインターネットの利用をさせる営業を営む者

2 興行者等は、深夜に興行又は営業を営む場合は、当該興行又は営業の場所に入場しようとする者の見やすい箇所に、規則の定めるところにより、深夜における少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。

3 興行者等は、興行又は営業の場所への客の出入りを管理する者を当該興行又は営業の場所に置かななければならない。

※「規則で定めるもの」とは ～ 施行規則第2条の2各号

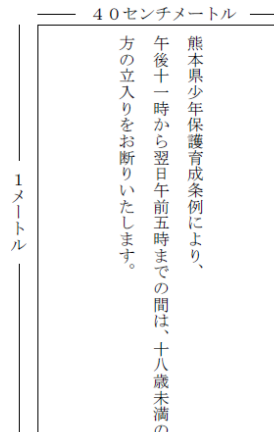
(1) スロットマシン、テレビゲーム機その他硬貨、メダル又はカードを使用することにより作動する遊技機を設置して客に遊技を行わせるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第8号に規定する国家公安委員会規則で定めるものを除く。）

(2) 設備を設けて客に水泳、スケート、卓球、庭球、野球の練習、ゴルフの練習、玉突き、ボーリング又はアーチェリーを行わせるもの

(3) 個室を設け、当該個室において、客にカラオケ装置（伴奏音楽等に合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。）による伴奏音楽等に合わせて歌唱させるもの

※「規則の定めるところ」とは

施行規則第3条第2項（別記第2号様式）



(ウ) がん具類等の販売店（がん具店、刃物店、ホームセンター、模型店等）

① 少年に対する有害がん具類等の販売等の禁止が確実に行われているか。

（条例第10条第4項）

（有害がん具類等の販売等及び所持の禁止）

第10条 知事は、がん具類等の形状、構造又は機能が第6条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具類等を少年に有害なものとして指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を公示するとともに、速やかに、関係者に通知しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、性的興味をそそることを目的として、性行為又は性器を題材として製作されたがん具類等で規則で定めるものは、少年に有害ながん具類等として指定されたものとみなす。この場合においては、前項の規定は適用しない。

4 がん具類等の販売を業とする者は、少年に、第2項の規定による公示に係るがん具類等及び前項に規定するがん具類等（以下これらを「有害がん具類等」という。）の販売等をしてはならない。

※「第6条第2項各号」とは ～ 条例第6条第2項各号

- (1) 人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は少年の犯罪を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (2) 著しく性的感情を刺激し、又は射幸心を助長し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

※「規則で定めるもの」とは ～ 施行規則第4条の4各号

- (1) 男女の性器の形状又はこれに著しく類似する形状を有するがん具類等
- (2) 男性の性器を包み込み、又は女性の性器に挿入する構造を有するがん具類等で、電動式の振動機を内蔵し、又は装着できる構造を有するもの
- (3) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させ人形となるものを含む。）
- (4) 男性の性器に装着する構造を有するがん具類等

(エ) 質屋

① 少年から、物品を質にとって金銭を貸し付ける場合、保護者の同意等を確認し、確認できない場合は拒否しているか。

また、保護者の同意等については、どの様に確認しているか。

（条例第16条第1項）

（質受け、買受け等及び金銭貸付けの制限）

第16条 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋は、正当な理由がある場合のほか、少年から同条第1項に規定する物品を質にとつてはならない。

※「同条第1項に規定する物品」とは ～ 質屋営業法第1条第1項

有価証券を含む物品

(オ) 古物商

- ① 少年から古物の買い受け等を行う場合、保護者の同意等を確認し、確認できない場合は拒否しているか。

また、保護者の同意等については、どの様に確認しているか。

(条例第16条第2項)

(質受け、買受け等及び金銭貸付けの制限)

第16条

2 古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第3項に規定する古物商は、同条第1項に規定する古物を少年から買い受け、若しくは委託を受けて販売し、又は少年と交換してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 保護者の同意を得、又は委託を受けた場合
- (2) 少年が業として物品を売却する場合
- (3) その他正当な理由があると認められる場合

※「同条第1項に規定する古物」とは ～ 古物営業法第2条第1項

一度使用された物品(鑑賞的美術品及び商品券、乗車券、郵便切手その他政令で定めるこれらに類する証票その他の物を含み、大型機械類(船舶、航空機、工作機械その他これらに類する物をいう。)で政令で定めるものを除く。以下同じ。)若しくは使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをしたものをいう。

(カ) 貸金業者

- ① 保護者の同意等がないのに、少年に金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介をしていないか。

また、保護者の同意等については、どの様に確認しているか。

(条例第16条第3項)

(質受け、買受け等及び金銭貸付けの制限)

第16条

3 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第2項に規定する貸金業者は、少年に金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。)をしてはならない。ただし、保護者の委託を受け、又は同意を得たことが明らかな場合は、この限りでない。

(キ) 薬品類等の販売店(薬店、塗装店、文具店、デパート等)

- ① 薬品類等を不健全に使用することを知って、少年に販売していないか。

(条例第12条関連)

(有害薬品類等の制限)

第12条 何人も、少年が薬品類等を不健全に使用することを知って、少年にこれを譲渡し、若しくは所持させ、又は少年に薬品類等を不健全に使用させてはならない。

※「薬品類等」とは ～ 条例第4条第7号

催眠、めいてい、興奮、幻覚等の作用を有する薬品類等で規則で定めるもの。

※「規則で定めるもの」とは ～ 施行規則第2条第1項各号

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第50条第11号の規定により厚生労働大臣が指定した医薬品
催眠剤の大部分がこれに該当する
- (2) 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表6の2に掲げる有機溶剤
シンナーなど

(ク) 携帯電話等の販売店

- ① 携帯電話インターネット接続役務を提供する契約を締結する場合において、当該契約の相手方又は当該契約に係る携帯電話端末若しくはPHS端末（以下「携帯電話端末等」という。）の使用者が少年であるときには、当該少年の保護者に対し、条例で定める事項を記載した書面を交付して説明しているか。

（条例第18条の3第1項）

- ② 少年が使用する携帯電話端末等において、保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするとき、保護者が少年の携帯電話端末等によるインターネットの利用の状況を適切に把握することその他のフィルタリングサービスを利用しない理由を記載した書面の提出を受けているか。

（条例第18条の3第3項、第4項）

- ③ 前項における書面又は当該書面の内容が記載された電磁的記録を保存しているか。

（条例第18条の3第4項）

（携帯電話端末等による有害情報閲覧の防止）

第18条の3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者（法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下この条において同じ。）は、携帯電話インターネット接続役務（法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下この条において同じ。）を提供する契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を締結する場合において、当該契約の相手方又は当該契約に係る携帯電話端末若しくはPHS端末（以下この条において「携帯電話端末等」という。）の使用者が少年であるときは、当該少年の保護者（当該契約の相手方が少年であり、かつ、当該少年が保護者を同伴しないで契約を締結する場合は、当該少年。次項において同じ。）に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

- (1) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより、少年が有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生じること。
- (2) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供することができるフィルタリングサービスの内容に関すること。
- 3 保護者は、法第17条第1項ただし書の規定によりフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするとき、保護者が少年の携帯電話端末等によるインターネットの利用の状況を適切に把握することその他のフィルタリングサービスを利用しない理由を記載した書面を、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に提出しなければならない。
- 4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項に規定する書面の提出を受け、フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務を提供する場合は、当該書面の提出を受けた日から当該役務の提供に関する契約が終了する日又は少年の年齢が18歳に達したと認めた日のいずれか早い日までの間、当該書面又は当該書面の内容が記載された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を保存しなければならない。

5 立入調査の措置

- (1) 条例に違反する事実を認めた場合は、関係者に注意を喚起するとともに、くらしの安全推進課（青少年班）へ報告する。
- (2) 立入調査を行った際（携帯電販売店に対する立入調査を除く）は、立入調査実施確認書（営業者交付用：様式1）及び立入調査実施確認書（立入調査員控：様式2）を作成し、営業者交付用を営業者へ交付する。
- (3) 携帯電話販売店に対する立入調査を行った際は、立入調査実施確認書（携帯電話販売店交付用：様式3）及び立入調査実施確認書（立入調査員控：様式4）を作成し、携帯電話販売店交付用を販売店へ交付する。
- (4) 立入調査員は、立入調査実施後、前2項において作成した立入調査実施確認書（様式2及び様式4）をくらしの安全推進課長に提出すること。

6 各種規制と罰則等との関係早見表

項目	少年に対する違反行為	根拠条文	罰則
書店 古書店 コンビニ等	知事が指定した有害図書等の販売等	第9条4項	20万円以下の罰金又は科料
	有害図書等陳列方法等	第9条の2第1項	なし(勧告に従わなかった場合に公表)
	立入調査の拒否、虚偽陳述等	第21条第4項第7号	10万円以下の罰金又は科料
	性的感情、粗暴性若しくは残虐性又は犯罪誘発等のおそれのある図書等の販売等に関する業者等の自主規制	第6条第1項	※自主規制
映画館 カラオケボックス インターネットカフェ等	知事が指定した有害興行の観覧	第7条第4項	20万円以下の罰金又は科料
	有害興行の少年観覧禁止の掲示	第7条第3項	10万円以下の罰金又は科料
	深夜入場	第8条第1項	20万円以下の罰金又は科料
	少年深夜入場禁止の掲示	第8条第2項	10万円以下の罰金又は科料
	インターネットによる有害情報の閲覧等	第18条の2第3項	※努力義務
	立入調査の拒否、虚偽陳述等	第21条第4項第7号	10万円以下の罰金又は科料
	性的感情、粗暴性若しくは残虐性又は犯罪誘発等のおそれのある図書等の販売等に関する業者等の自主規制	第6条第1項	※自主規制
がん具店 刃物店等	知事が指定した有害がん具類等の販売等	第10条第4項	20万円以下の罰金又は科料
	立入調査の拒否、虚偽陳述等	第21条第4項第7号	10万円以下の罰金又は科料
	人的・物的危害、少年犯罪の誘発、性的感情刺激、射幸心の助長等のおそれのあるがん具類等の販売等に関する業者等の自主規制	第6条第2項	※自主規制
質屋 古物商 貸金業者	保護者の同意等のない物品の質受け	第16条第1項	10万円以下の罰金又は科料
	保護者の同意等のない古物の買い受け	第16条第2項	10万円以下の罰金又は科料
	保護者の同意等のない金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介	第16条第3項	10万円以下の罰金又は科料
	立入調査の拒否、虚偽陳述等	第21条第4項第7号	10万円以下の罰金又は科料
携帯電話販売店	契約時のフィルタリングの説明義務等(携帯電話回線利用)	第18条の3第1項	なし(勧告に従わなかった場合に公表)
	契約時のフィルタリングの説明努力義務等(無線LAN回線等の利用)	第18条の3第2項	※努力義務
	フィルタリングを利用しない場合に保護者から提出された理由書(申出書)の保存義務	第18条の3第4項	なし(勧告に従わなかった場合に公表)
	立入調査の拒否、虚偽陳述等	第21条第4項第7号	10万円以下の罰金又は科料

立入調査実施確認書		
確認日	年 月 日	時 分
住所	名称(店舗名)	
業種	業種(○で囲むこと) 書店・コンビニ・ビデオ店・古書店・がん具類、刃物取扱店・カラオケボックス 漫画喫茶・インターネットカフェ・その他(具体的業種)	
営業の状態	営業の状態(○で囲むこと) 営業中 調査場所に不在 開店時間外 廃止	
確認者	熊本県少年保護育成条例第19条に基づき、立入調査を実施した結果は、下記のとおりでした。	
所属	立入調査員氏名	
連絡先(TEL)	印	
調 査 内 容		チェック欄
1 店舗による販売等営業		
図書 ビデオ 類取扱 店(新 書店・ 古書店 ・コン ビニ ・)	(1)有害図書等がある。	該当 <input type="checkbox"/>
	(2)下の①～⑨のうち、指導や改善の指示を行った事項がある。	該当 <input type="checkbox"/>
	①販売・貸付け等の際に年齢確認を行っていない。	該当 <input type="checkbox"/>
	②少年かどうかの確認方法は。(下の該当するものを○で囲む。その他の場合は必要事項を記入する。) 学生証・会員証・その他()	
	③成人コーナー等の表示がない。	該当 <input type="checkbox"/>
	④有害図書等を他の図書類と区分して陳列していない。	該当 <input type="checkbox"/>
	⑤有害図書等を容易に監視できる場所に陳列していない。	該当 <input type="checkbox"/>
	⑥有害図書等をビニール袋に入れる等の措置がされていない。	該当 <input type="checkbox"/>
	⑦表示又はパッケージ等の有害な部分が見えないような措置がされていない。	該当 <input type="checkbox"/>
	⑧改善の必要があった有害図書等の種類(下の該当するものを○で囲む。その他の場合は必要事項を記入する。) 写真雑誌 週刊誌 男性コミック 女性コミック パソコン・ファミコン雑誌 その他()	
⑨少年から古物を買受ける場合等に、保護者の同意書等をとっていない。	該当 <input type="checkbox"/>	
がん 具類 取扱 店等 刃物	(1)有害がん具類等がある。	該当 <input type="checkbox"/>
	(2)下の①～③のうち、指導や改善の指示を行った事項がある。	該当 <input type="checkbox"/>
	①販売・貸付け等の際に年齢確認を行っていない。	該当 <input type="checkbox"/>
	②少年かどうかの確認方法は。(下の該当するものを○で囲む。その他の場合は必要事項を記入する。) 学生証・会員証・その他()	
	③有害がん具類等の種類(下の該当するものを○で囲む。その他の場合は必要事項を記入する。) エアガン・ブーツナイフ・サバイバルナイフ・バタフライナイフ・その他()	
2 その他(映画館・カラオケボックス・インターネットカフェ等の興行場)		
カ ボ ク ケ 等	(1)少年の深夜(PM11:00～AM5:00)入場制限の掲示が行われていない。	該当 <input type="checkbox"/>
	(2)少年の深夜(PM11:00～AM5:00)入場を制限していない。	該当 <input type="checkbox"/>
	(3)少年かどうかの確認方法は。(下の該当するものを○で囲む。その他の場合は必要事項を記入する。) 学生証・会員証・その他()	
イ ネ カ ン タ 等	(1)少年の入場制限の掲示が行われていない。	該当 <input type="checkbox"/>
	(2)少年の入場を制限していない。	該当 <input type="checkbox"/>
	(3)少年かどうかの確認方法は。(下の該当するものを○で囲む。その他の場合は必要事項を記入する。) 学生証・会員証・その他()	
備考		
再確認の必要性	□あり	
県による指導の必要性	□(県の)指導が必要	

立入調査実施確認書		
確認日	年 月 日 時 分	
場所	住所 名称(店舗名) 業種(○で囲むこと) 書店・コンビニ・ビデオ店・古書店・がん具類、刃物取扱店・カラオケボックス 漫画喫茶・インターネットカフェ・その他(具体的業種) 営業の状態(○で囲むこと) 営業中 調査場所に不在 開店時間外 廃止	
確認者	熊本県少年保護育成条例第19条に基づき、立入調査を実施した結果は、下記のとおりでした。 所属 立入調査員氏名 印 連絡先(TEL)	
調 査 内 容		チェック欄
1 店舗による販売等営業		
図ビ 書デ 類オ 取店 扱・ 店(新 書)古 書 コ ン ビ ニ ・	(1)有害図書等がある。	該当 <input type="checkbox"/>
	(2)下の①～⑨のうち、指導や改善の指示を行った事項がある。	該当 <input type="checkbox"/>
	①販売・貸付け等の際に年齢確認を行っていない。	該当 <input type="checkbox"/>
	②少年かどうかの確認方法は。(下の該当するものを○で囲む。その他の場合は必要事項を記入する。) 学生証・会員証・その他()	
	③成人コーナー等の表示がない。	該当 <input type="checkbox"/>
	④有害図書等を他の図書類と区分して陳列していない。	該当 <input type="checkbox"/>
	⑤有害図書等を容易に監視できる場所に陳列していない。	該当 <input type="checkbox"/>
	⑥有害図書等をビニール袋に入れる等の措置がされていない。	該当 <input type="checkbox"/>
	⑦表示又はパッケージ等の有害な部分が見えないような措置がされていない。	該当 <input type="checkbox"/>
	⑧改善の必要があった有害図書等の種類(下の該当するものを○で囲む。その他の場合は必要事項を記入する。) 写真雑誌 週刊誌 男性コミック 女性コミック パソコン・ファミコン雑誌 その他()	
⑨少年から古物を買受ける場合等に、保護者の同意書等をとっていない。	該当 <input type="checkbox"/>	
が ん 具 取 扱 店 等 刃 物	(1)有害がん具類等がある。	該当 <input type="checkbox"/>
	(2)下の①～③のうち、指導や改善の指示を行った事項がある。	該当 <input type="checkbox"/>
	①販売・貸付け等の際に年齢確認を行っていない。	該当 <input type="checkbox"/>
	②少年かどうかの確認方法は。(下の該当するものを○で囲む。その他の場合は必要事項を記入する。) 学生証・会員証・その他()	
	③有害がん具類等の種類(下の該当するものを○で囲む。その他の場合は必要事項を記入する。) エアガン・ブーツナイフ・サバイバルナイフ・バタフライナイフ・その他()	
2 その他(映画館・カラオケボックス・インターネットカフェ等の興行場)		
カ ボ ラ ッ オ ク ケ ス 等	(1)少年の深夜(PM11:00～AM5:00)入場制限の掲示が行われていない。	該当 <input type="checkbox"/>
	(2)少年の深夜(PM11:00～AM5:00)入場を制限していない。	該当 <input type="checkbox"/>
	(3)少年かどうかの確認方法は。(下の該当するものを○で囲む。その他の場合は必要事項を記入する。) 学生証・会員証・その他()	
イ ネ カ ン ツ フ タ ト エ ！ 等	(1)少年の入場制限の掲示が行われていない。	該当 <input type="checkbox"/>
	(2)少年の入場を制限していない。	該当 <input type="checkbox"/>
	(3)少年かどうかの確認方法は。(下の該当するものを○で囲む。その他の場合は必要事項を記入する。) 学生証・会員証・その他()	
備 考		
再確認の必要性	□あり	
県による指導の必要性	□(県の)指導が必要	
営業 側 確 認 内 容	(確認状況) 上記のとおり確認しました。 その他() 氏名 連絡先(TEL)	

立入調査実施確認書(携帯電話販売店用)		
確認日	年 月 日 時 分	
場所	住所 名称(店舗名) 業種 <input type="checkbox"/> 単独の店舗 <input type="checkbox"/> 家電量販店 <input type="checkbox"/> 併合店(複数の携帯電話事業者取扱店) 取扱 <input type="checkbox"/> NTTドコモ <input type="checkbox"/> ソフトバンクモバイル <input type="checkbox"/> KDDI(au) <input type="checkbox"/> ワイモバイル <input type="checkbox"/> その他() 営業の状態 <input type="checkbox"/> 営業中 <input type="checkbox"/> 調査場所に不存在 <input type="checkbox"/> 開店時間外 <input type="checkbox"/> 廃止	
確認者	熊本県少年保護育成条例第19条に基づき、立入調査を実施した結果は、下記のとおりでした。 所属 立入調査員氏名 印 連絡先(TEL)	
調 査 内 容		チェック欄
1 条例の周知	(1)熊本県少年保護育成条例を知っていますか。 (2)平成25年10月1日施行の改正条例(フィルタリングの説明義務等)について	知っている <input type="checkbox"/> 知っている <input type="checkbox"/>
2 説明及び説明書の交付	少年又は保護者に対する説明及び説明書の交付 ① 携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより、少年が有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生じること ② 携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供することができるフィルタリングサービスの内容に関すること	全て説明・交付している <input type="checkbox"/> 説明していない <input type="checkbox"/> 交付していない <input type="checkbox"/> 説明していない <input type="checkbox"/> 交付していない <input type="checkbox"/>
3 保護者からの書面提出	フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務を提供する場合は、保護者からフィルタリングサービスを利用しない理由を記載した書面(第18条の3第3項に規定する書面)の提出を受けていますか。	受けている <input type="checkbox"/>
4 書面等の保存	保護者から提出された書面(第18条の3第3項に規定する書面)は、どのようにして保存されていますか ① 保存の有無 ② 保存の方法 <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> 分からない ③ 保存の場所 <input type="checkbox"/> 当該店舗 <input type="checkbox"/> 本社 <input type="checkbox"/> 分からない	保存している <input type="checkbox"/>
5 フィルタリング説明等手続きに対する保護者の意見等		
備考		
再確認の必要性	<input type="checkbox"/> あり	
県による指導の必要性	<input type="checkbox"/> (県の)指導が必要	

立入調査実施確認書(携帯電話販売店用)		
確認日	年 月 日 時 分	
場所	住所 名称(店舗名) 業種 <input type="checkbox"/> 単独の店舗 <input type="checkbox"/> 家電量販店 <input type="checkbox"/> 併合店(複数の携帯電話事業者取扱店) 取扱 <input type="checkbox"/> NTTドコモ <input type="checkbox"/> ソフトバンクモバイル <input type="checkbox"/> KDDI(au) <input type="checkbox"/> ワイモバイル <input type="checkbox"/> その他() 営業の状態 <input type="checkbox"/> 営業中 <input type="checkbox"/> 調査場所に不存在 <input type="checkbox"/> 開店時間外 <input type="checkbox"/> 廃止	
確認者	熊本県少年保護育成条例第19条に基づき、立入調査を実施した結果は、下記のとおりでした。 所 属 立入調査員氏名 印 連絡先(TEL)	
調 査 内 容		チェック欄
1 条例の周知	(1) 熊本県少年保護育成条例を知っていますか。 (2) 平成25年10月1日施行の改正条例(フィルタリングの説明義務等)について	知っている <input type="checkbox"/> 知っている <input type="checkbox"/>
2 説明及び説明書の交付	少年又は保護者に対する説明及び説明書の交付 ① 携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより、少年が有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生じること ② 携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供することができるフィルタリングサービスの内容に関すること	全て説明・交付している <input type="checkbox"/> 説明していない <input type="checkbox"/> 交付していない <input type="checkbox"/> 説明していない <input type="checkbox"/> 交付していない <input type="checkbox"/>
3 保護者からの書面提出	フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務を提供する場合は、保護者からフィルタリングサービスを利用しない理由を記載した書面(第18条の3第3項に規定する書面)の提出を受けていますか。	受けている <input type="checkbox"/>
4 書面等の保存	保護者から提出された書面(第18条の3第3項に規定する書面)は、どのようにして保存されていますか ① 保存の有無 ② 保存の方法 <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> 分からない ③ 保存の場所 <input type="checkbox"/> 当該店舗 <input type="checkbox"/> 本社 <input type="checkbox"/> 分からない	保存している <input type="checkbox"/>
5 フィルタリング説明等手続きに対する保護者の意見等		
備考		
再確認の必要性	<input type="checkbox"/> あり	
県による指導の必要性	<input type="checkbox"/> (県の) 指導が必要	
営業側確認内容	(確認状況) 上記のとおり確認しました。 その他() 役職 氏名 連絡先(TEL)	